

## AAと弁護士との連携

飯能法律事務所

佐々木 翔 弁護士

### 1 はじめに

私は、日本司法支援センター（通称法テラス）という、公益的な弁護士の団体に所属する弁護士として、平成28年10月27日に実施された、AAの秩父地域でのパブリックフォーラムにおいて、弁護士とAAの関わりについて講演をさせていただきました。

現在は、法テラスを退職し、埼玉県飯能市において一般の弁護士として職務を行っていますが、今回寄稿させていただくこととなりました。内容としては、概ね講演させていただいた内容に沿うものとなっております。

### 2 弁護士とAAの関与について

弁護士の業務のひとつとして、刑事弁護、すなわち、犯罪を犯した方の弁護を担当する業務があります。

私が担当した刑事事件の中には、飲酒運転で歩行者との衝突事故を起こしたことをきっかけに、道路交通法違反（酒気帯び運転）の罪で逮捕された事件や、酩酊状態で家庭内暴力を振るい、大きな怪我を負わせたとして、傷害罪で逮捕された事件などがあります。

これらの事件については、私はいずれも加害者の弁護人として、加害者に対しAAを利用することを勧め、加害者は、裁判までの期間に、AAのグループミーティングに出席するなどしました。その結果、いずれのケースについても判決においては、AAを利用したことが本人の反省を示す事情のひとつとして、また犯罪の原因が解消され再犯の可能性が低下したと評価される事情のひとつとして、量刑を引き下げる方向で評価を受けることができました。

弁護士に関与する事件の中には、このような刑事事件以外にも、常習的な飲酒に起因する暴言や暴力を原因とする離婚事件や、飲酒による勤労意欲低下が背景に存在すると窺われる自己破産事件などもあります。刑事事件以外の事件でAAを紹介することはほとんどありません。それは依頼者がアルコール依存症に関与されることを目的に来ていたわけではなく、アルコール依存症の問題について触れることで依頼者との関係を損ね、事件を進めていくことが困難となるおそれがあるからです。

これに対し刑事事件については、罪を犯してしまったことで、本人が自身の飲酒について問題があると自覚している場合が多いため、AAの利用を勧められる場合が少なくありません。

しかし、飲酒の問題が原因となっている刑事事件について、常にAAの利用を勧めることが可能というわけでもありません。

たとえば、飲酒の頻度からアルコール依存症であることが明らかではない事件や、高齢等の事情で生活習慣の改善が見込まれないと考えられる事件、本人の言動が攻撃的であるなど、AAの利用を勧めても利用に繋がる見込みが低く、一方で意に沿わない提案をされたと腹を立てるなどして信頼関係が破壊されるおそれのある事件などは、AAの利用を案内しないケースとなります。

以上のように、弁護士が、AAの利用を案内することには、①弁護士においてアルコール依存症かどうかを判断することが困難であること、②本人にAAを利用して治療するという意思を持ってもらうことが困難な場合が少なくないこと、③AAの利用を勧めたことで気分を害され、信頼関係の破壊につながるおそれがあることなど、いくつかの課題があることがわかります。

これらの点は、AA同様に自助グループが存在する覚せい剤常習者や、クレプトマニア（いわゆる窃盗癖）の場合、行為自体が犯罪であることから、脱却に向けた活動を案内しやすいことと大きく異なっています。

今後、弁護士とAAとの関与の活性化を図るためには、弁護士側にはアルコール依存症についての理解を深めるとともに、依頼者等にAA利用を案内する技術を高めることが求められます。

他方、AA側にも弁護士に対してAAの存在を周知するとともに、AAにできることを検討していく必要があるかもしれません。

たとえば、覚せい剤常習者の自助グループについては、自助グループの方が法廷に来て、依存症からの脱却のプロセスや自助グループでの本人の様子を説明し、本人が依存症から脱却することが見込まれることについて話をしてもらう場合があります。このような他の自助グループの取り組みは、AAと弁護士との連携を考えるうえでひとつの参考になるように思われます。

以上述べてきたとおり、弁護士によるAA活用については、現在のところ様々な課題があると言わざるをえません。他方で利用に至った場合においては、裁判所や本人から非常に高い評価を得るケースを数多く経験しています。私個人としては、今後犯罪の減少や民事上の係争の減少に向けて、弁護士とAAとの積極的な連携が必要であると感じています。